

株式会社静岡銀行定款

(令和 4 年 6 月 17 日現在)

株式会社静岡銀行定款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当銀行は、株式会社静岡銀行と称し、英文では
THE SHIZUOKA BANK,LTD.と表す。

(目的)

第 2 条 当銀行は、下記の業務を営むことを目的とする。

1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引
2. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務
4. 信託業務
5. 前各号の業務の外、銀行法その他の法律により銀行が営むことのできる業務
6. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

(本店の所在地)

第 3 条 当銀行は、本店を静岡市に置く。

(機関)

第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当銀行の発行可能株式総数は 2,414,596,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当銀行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当銀行の単元株式数は 100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買い増し)

第 10 条 当銀行の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③ 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当銀行の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 13 条 定時株主総会は毎年 4 月 1 日より 3 か月以内に、臨時株主総会は必要に応じ招集する。

② 当銀行の株主総会は、静岡市においてこれを開催する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当銀行の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(議長)

第 15 条 株主総会の議長は、取締役頭取がこれに当たる。

② 取締役頭取に事故があるときは、取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当銀行の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 19 条 当銀行に取締役 10 名以内を置く。

(選任)

第 20 条 取締役は株主総会において選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうちに最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって、取締役中より、取締役頭取 1 名を選定するものとし、その外、取締役会長 1 名および取締役副会長、取締役副頭取、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(報酬等)

第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第 25 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。

(取締役会)

第 26 条 取締役会に関しては、法令または定款のほか、取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役会の招集)

第 27 条 取締役会の招集通知は、会日より 3 日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当銀行は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第 29 条 当銀行に監査役 5 名以内を置く。

(選任)

第 30 条 監査役は株主総会において選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第 34 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。

(監査役会)

第 35 条 監査役会に関しては、法令または定款のほか、監査役会で定める監査役会規程による。

(監査役会の招集)

第 36 条 監査役会の招集通知は、会日より 3 日前に各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

第 6 章 計 算

（事業年度）

第 37 条 当銀行の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第 38 条 当銀行の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第 39 条 当銀行は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 5 年を経過しても受領されないときは、当銀行は、その支払いの義務を免れるものとする。

附 則

① 現行定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 16 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。
- ③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。
- ④ 前2項の規定にかかわらず、当銀行が、単独株式移転の方法により完全親会社である「株式会社しずおかフィナンシャルグループ」を設立することに伴い、当銀行が振替株式を発行している会社でなくなった場合、当該株式移転の効力発生日をもって変更案第16条および本附則を削除する。

現行の定款に相違ありません

静岡市葵区呉服町 1 丁目 10 番地

株式会社静岡銀行